

## 平成 21 年第 3 回定例会(第 2 日)

○今林秀明 私は、自由民主党福岡市議団を代表して、新型インフルエンザについて及び新病院におけるPFIについて質問いたします。

まず最初に、新型インフルエンザについてですが、午前の質問と重複するかもしれませんが、答弁をよろしく願いいたします。

本市では、6月6日に初めて中学生の感染が確認され、小中学生を中心に、既に60人の方が感染されています。その間、感染拡大のおそれに対して、板付中学校区を感染拡大防止区域に指定して、また対象となる学校を休校にするなど、拡大防止に努めている状況です。しかし、懸命の対応にもかかわらず、感染は三筑小、弥生小にも広がり、さらに拡大をしております。本市の関係者や学校の先生方は、連日状況把握などに追われ、お疲れのことと思います。そのような中、休校している学校の先生が帰宅途中で飲食店で同僚と会食し、その後感染をしていたことが判明いたしました。

そこでお尋ねしますが、対策本部や教育委員会がとられた休校措置とは、先生方を含めどのような制限をするのかお尋ねいたします。

また、小中学校を1週間、板付中学校では今回さらに3日間程度延期して休校することについて、子どもへの学力への影響が心配されますが、補習等の対策をとられるのかお尋ねいたします。

しかし、本市での感染者については、当初、渡航歴や県外への外出もなく、感染経路が不明で不安な思いもありました。その後の遺伝子検査で、県内最初の感染者との関連も判明し、本市での集団感染の原因も徐々に明らかになっています。今、本市で悔やまれるのは、6月6日以前に同地域での感染の疑いがあったことに対して、民間病院より詳細検査、PCRの依頼があったのにマニュアルどおりに対応したことです。もっと臨機応変に対応すべきだったと思います。これからの反省にしてほしいものです。しかし、一方で、もっと反省すべき方がいらっしやると思います。5月25日に県内最初の感染者が確認され、市内で飲食したという県からの市への情報提供が2週間後の6月7日になったということです。そのことによって、感染が拡大しました。私は、市民の安全と安心を守る者として、今回、申し入れではなく、厳しく抗議すべきだと思っております。

そこでお尋ねしますが、今回の反省を踏まえ、県や近隣市町村を交えた連絡体制の強化の1つとして、情報交換の場の設置が必要だと思っておりますが、御所見をお尋ねいたします。

本市でのこのような感染状況は、水際段階から地域社会レベルとなり、既に蔓

延している可能性もあると指摘されております。蔓延している可能性を示す根拠として、今回の新型インフルエンザには風評被害があるからだと思います。風評の中には、新型インフルエンザに認定されると、世間の注目を浴びるなど目立ってしまうこと、また今回の新型インフルエンザが弱毒性のため、自宅治療ができることから、感染しても発熱相談や発熱外来に行かないという話です。新型インフルエンザが蔓延しているかどうかの判断は、最終的には専門家にお任せするとしても、本市での広がりなどから、1つの提案ですが、例えば、公共施設である区役所などの玄関口にアルコール消毒液の設置を検討してみてもどうか。具体的な取り組みは市民に安心を与えたいと思いますが、御所見をお伺いします。

また、本市では、発熱相談、発熱外来の設置や医師会との連携などの行動を行ったと思いますが、具体的に対応したことをお示してください。

振り返ってみますと、今回の新型インフルエンザは、4月24日にメキシコで感染が報告され、6月12日にはWHOは警戒水準をフェーズ6という爆発的感染、パンデミックを宣言しています。しかし、この宣言は、重症度が増したのではなく、南半球での拡大など地域的な拡大によるもので、過剰反応を抑制しています。今回は、弱毒性や高齢者の感染が少ないこと、北半球の季節性などから大きな災害にはなりません。つまり今回の新型インフルエンザは、まだまだ予断を許しませんが、重症者の発生がないことから、天が与えた不幸中の幸いかもしれません。そして、これを教訓に、最悪のシナリオを想定して次回に備えるべきだと思います。過去のスペイン風邪の例でも、一時的に鎮静化しても、さらに変異して猛威を振るったことを指摘する方もいらっしゃいます。今回の新型インフルエンザに対する取り組みは万全だったのでしょうか。

そこでお尋ねしますが、今回の新型インフルエンザを教訓として、見えた課題を示してください。

次に、今回、初めてで未知の部分もあったことから、当初は病院での診察拒否や香港のホテルでの缶詰など、過剰とも言える反応もありました。なお、病院での診察拒否については、2問目以降で質問したいと思います。

次に、新病院におけるPFIについてお尋ねします。

新病院の創設に向けて、昨年9月議会では用地取得の予算の可決と将来の高度先進医療についての決議を行いました。また、今年3月には3万5,000平方メートルの用地を取得するとともに、分科会においては今議会にPFIに関連する債務負担行為を提出するとの説明を受けました。

そこでまず最初にお尋ねしますが、今回、債務負担行為に関する議案がありませんが、上程されなかった理由をお伺いします。

新病院については、現市長の基本構想では、建設から事業の運営までPFI

で行うとされております。我が国では、平成 11 年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法が制定され、平成 12 年にはPFIの事業の実施に関する基本方針が公告されました。内閣府によりますと、平成 19 年度末までに実施方針を公表しているPFI事業数は全国で 303 件、既に運営段階に至っている事業数は 177 件あります。おおむねPFIはうまくいっているような報告を受けております。しかし、その中で病院でのPFIに取り組んでいる 13 の先行事例がありますが、開院している事例はまだ 4 件しかありません。また、そのうち 2 件は失敗と言われております。このような状況から、病院にPFIがなじまないのではないかと、改善余地があるのではないかと思われております。そのようなことから、さきの議会でも慎重に進める意見が多かったと認識しております。しかし、現実を目を向けますと、他都市では医師不足による医療機能の縮小や自治体病院の委託や廃止といったことまで起きております。さらに、民間病院でも採算性から診療科目の見直しがなされ、産科、小児科、救急医療などを廃止する病院が出てきています。そのような現状から、国では平成 19 年に公立病院改革ガイドラインを示し、自治体病院は、民間では採算がとれず、手を出しにくい医療を担う責務があるとされております。一方、本市の厳しい財政状況から、病院事業に効率性や採算性を求めていくとなれば、新病院の創設は決して生易しいものではありません。しかも、こども病院の老朽化や稼働化を考えると、一刻の猶予もないことから、早期の完成が望まれます。また、そうしなければ、西日本一の病院でも優秀なドクターが集まらなくなると言われています。

今、新病院について慎重な意見と早期の完成を望む声がある中でお尋ねいたしますが、6月に予定していた入札上限金額に係る債務負担行為や事業者入札公告が、仮に9月や12月までおくれることになれば、平成 26 年3月の新病院の開院にどのような影響が出るのかお尋ねいたします。

次に、新病院の病床数についてですが、県との協議の結果、市の要求した 70 床に対して 43 床の増床が認められるようです。

そこでまずお尋ねしますが、病床過剰地域の中での 43 床の増床は一定の評価をいたしますが、市長が昨年、新病院基本構想において示した 260 床に達しないことについてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

以上で第1問目を終わり、2問目からは自席にて質問を行います。

○**教育長** 新型インフルエンザに伴う学校の臨時休業の内容についてのお尋ねでございますが、臨時休業する学校の児童生徒には、期間中は不要の外出を避け、やむを得ず外出をする場合はマスクを着用し、人込みを避けるように指導しております。また、期間中は指示された家庭学習の課題を計画的に進めたり、小まめにうがい、

手洗いをしたりするなどの指導もあわせて行っております。臨時休業期間中の教職員につきましては通常勤務とし、毎日、児童生徒の健康状態を電話等で把握したり、校区内をパトロールしたりしております。また、教育委員会からの指示で、当該校の教職員の出張につきましてはすべて自粛させるとともに、通勤途上の不要な立ち寄りなどを控えることとしております。

次に、学力への影響と補習等の対策につきましては、各学校におきましては、臨時休校期間中に児童生徒が自学できるよう、家庭で取り組む課題や生活についての計画表を配付しております。授業時数の回復措置につきましては、不測の事態を考慮し、国が定める標準時数を上回る授業時数の計画を立てており、その活用を図ってまいります。さらに、余裕時数で対応できない場合につきましては、児童生徒の負担過重にならないように、週当たりの授業時数をふやしたり、学校行事を精選するなど、年間を通して計画的に授業時数を補い、学力に影響がないように努めてまいります。なお、夏休みなどの長期休業日を授業日に充てることにつきましては、今後、検討を行ってまいります。以上でございます。

**○市民局長** 新型インフルエンザ対策について、県や近隣市町村を交えた連絡体制の強化のお尋ねでございますが、新型インフルエンザ対策を効果的に実施するためには、広域での対策が必要であると認識をいたしております。このため、現在でも県や近隣自治体との情報交換や情報提供に努めておるところでございますが、今後、さらに近隣自治体との情報共有や連携した対応ができる仕組みづくりを行ってまいります。

また、市民に安心を与える取り組みにつきましては、大変重要なものであると認識をいたしております。そのため、今回の新型インフルエンザの特質や今後の感染拡大の状況及び防止策の効果などを踏まえ、具体的な取り組みについて検討をしております。以上でございます。

**○保健福祉局長** 新型インフルエンザに関しまして、まず今までとってきた対応をということでございます。

まず、発熱相談及び発熱外来の設置につきましては、今回のインフルエンザが新型インフルエンザに位置づけられた4月28日に、発熱相談センターを各区の保健所に、また発熱外来をこども病院・感染症センターに設置いたしました。以後、感染発生状況に応じて段階的に体制を強化するなど、感染拡大の防止に努めているところでございます。また、福岡市医師会に対しましては、新型インフルエンザの症例定義等の行政情報や感染発生情報等の提供を行うとともに、福岡市医師会との連携のもと、サーベイランスの強化により、市内における新型インフルエンザ患者の発生動向の迅速

な把握に取り組んでおります。特にサーベイランスにつきましては、6月 11日以降、福岡市医師会の御協力を得て、福岡市医師会会員の医療機関において、簡易検査でA型が陽性の場合にはすべての遺伝子検査を実施するよう検査対象を拡大し、感染発生状況の早期把握に努めているところでございます。

次に、見えてきた課題ということでございますけど、県内1例目の感染者の詳細情報が本市に届きましたのが、市内の最初の感染者が確認された日の翌日、6月7日でございます。感染拡大防止という観点から、情報共有が必ずしも十分でなかったというふうに考えております。今後、国や県、福岡市医師会など、関係機関との連携をさらに密にしていくことが課題の1つと考えております。現在も感染拡大防止に全力を挙げて取り組んでいるところでございますが、その実施に当たっての課題等につきましては、今後、検証、改善に努めたいと考えております。

次に、PFI関連でございますけど、まず債務負担行為に関する予算案を今回の議会に上程しなかった理由についてということでございますけど、新病院の整備、運営につきましては、本年3月にPFI手続の1つである実施方針を公表し、その中で、今後のスケジュールとして、平成 21 年6月に入札上限金額に係る債務負担行為予算案を上程する予定といたしておりました。しかしながら、今日における経済の先行きの不透明性や先行事例での課題の顕在化、病院PFIにおける運營業務に対する懸念の声など、入札手続の開始となります入札公告に当たりまして、より安全で確実に事業を進めるという観点から、今6月議会での債務負担行為予算案の上程を見送るとともに、さらに慎重な対応を行うこととしたものでございます。

次に、新病院の開院時期に関するお尋ねについてでございますが、現在、PFI対象業務のさらなる絞り込みなどの検討を進めており、あわせて絞り込みを反映した今後の詳細スケジュールも検討しております。老朽化や狭隘化が進むことも病院が、将来にわたって優秀な医師等を確保し、高度な医療水準の維持、向上を図るためには、早急な移転、整備が必要でございます。債務負担行為予算案の上程を9月議会で行うこととすれば約3か月おくれとなりますが、今後のPFI手続を進める中で、工程などの工夫をすることにより、予定どおり平成26年3月に開院できると考えております。仮に12月におくれるとなれば、スケジュール的には非常に厳しくなると思っております。以上でございます。

○副議長 いいですか。局長、答弁漏れが。病床の件です。井崎保健福祉局長。

○保健福祉局長 済みません、どうも失礼いたしました。

病床数についてのお尋ねでございますが、新病院基本構想におきましては230床から260床を目標としており、昨年12月に福岡県に対しまして、260床を前提として70床の増床を申請したところでございます。3月に開催された福岡県の医療審議会では、特例による増床は43床とされており、今後、県において、国の承認を得るなど所定の手続を経て、正式に決定される旨とお聞きしております。病床過剰地域における増床が極めて困難な中で、本市の70床の申請に対して43床の特例による増床が認められる見込みとなったことは、新病院において233床が可能となり、基本構想の実現に向けた大きな前進であると思っております。本市としては、小児高度医療及び小児地域医療、それぞれの分野でのさらなる充実を図る必要があるとの福岡市病院事業運営審議会での答申も踏まえ、今後260床を目指し関係機関と協議を行ってまいります。以上でございます。失礼しました。

○今林秀明 最初に、新型インフルエンザについてですが、教育委員会の答弁では、通勤途上の立ち寄りの禁止の答弁ですから、今回の先生の行動については、感染拡大を防ぐため懸命の活動が行われている中、少し配慮に欠けていたかと思えます。生徒の模範となるべき先生の感染拡大を助長する行動については、好ましくないというだけでは済まされない問題でしょう。

そこでお尋ねしますが、校長先生に指揮指導命令権がある場合は、厳しい指導をする必要があると思えますが、御所見をお伺いします。

私は、県内での最初の感染について、県知事や志免町の記者会見はあったのに本市は記者会見をしなかったことについて、いささか疑問を持ちました。まず1つは、今回の搬送先であるこども病院・感染症センターを所管する市はどこなのかということです。搬送先に隣接するこども病院の患者や近隣の方々には、その情報がなく、不安で仕方がなかったのではないのでしょうか。もう1つ、なぜこども病院・感染症センターに受け入れたのでしょうか。なぜ九大病院に搬送しなかったかということです。九大病院は、感染症指定医療機関には指定されていませんが、感染を防ぐための陰圧室を持つ総合病院です。隔離しただけでは患者は治りません。治療や対症療法などの総合的な医療が必要ではないのでしょうか。こども病院・感染症センターでは、内科医は1名いますが、そのほかは小児科医であり、対応できないのではないかと考えます。

そこでまずお尋ねしますが、こども病院・感染症センターの受け入れ体制は万全の体制で進められたのかお尋ねします。もし受け入れに課題があったのならば教えてください。

次に、本市の新型インフルエンザ行動計画では、九大病院とこども病院・感染

症センターの位置づけはどうなっていたのでしょうか。

次に、感染症が発生した場合、こども病院・感染症センターへの入院の許可は、だれの責任のもと、だれの判断で行うのかお尋ねします。

次に、他都市で起きた病院での診察拒否についてですが、新型インフルエンザが変異して強毒性となり、人々の脅威となれば、病院での診察拒否が起きる可能性もあります。また、病院関係者の話によりますと、仮に強毒性となれば、医療従事者が病院を辞めることも想像されるということです。こうなりますと、医療体制が崩壊し、パンデミックをさらに助長することになります。本市では、そのような対策として、市民病院を感染者の専用病院として開放し、一方で既存の入院患者などを他の病院に移動させるなどの病院間の連携を行い、病院のすみ分けを行っております。このことは、市民に安心を与えるものとして評価いたします。しかし、蔓延期になれば、すべての医療機関で治療を行うことになります。

そこでお尋ねしますが、蔓延期において診察拒否が起きないために、どのような対策を検討されているのか教えてください。

次に、新病院におけるPFIについてお尋ねします。

PFIとは、皆さん御存じのとおり、1992年、イギリスで始まった新しい手法です。イギリスでは、1979年からのサッチャー政権時代に、官と民の役割を大幅に見直した大胆な行財政改革が行われ、国営、公営企業の民営化やアウトソーシングが進められました。その後、1991年のメージャー政権において、民間活用の一形態としてPFIが立案されました。そして、1997年のブレア政権では、公共サービスの提供において、PFIを官民協働方式であるPPPの1つとして位置づけし、特に医療や教育の分野での推進を図りました。このように、イギリスでは17年間にわたり、PFIを含めた官民協働方式について、失敗も繰り返しながら改善されてきた経緯があります。日本においても、本市の第1号であるタラソ福岡は、利用者数の伸び悩みや親会社の経営破綻などにより、4カ月間市民サービスが中断され、失敗事例と言われた時期もありました。現在は、新しい事業主体のもと、利用者も50万人に達し、多くの方々に利用されています。

そこでお尋ねいたしますが、病院PFIの契約を解除した近江八幡市立総合医療センターや経営状況がよくないとされる高知医療センターについては、PFI自体のほかに、いろいろな問題もあったと聞いておりますが、これらの先行事例に対する市の改善策や対応策について、どう考えているのかお尋ねします。

次に、病床数については260床を目指すということですが、これは子どもの機能分だけです。我が会派では、昨年9月の決議のとおり、新病院の機能を十分に発揮するためには、子どもの機能分だけでなく、成育医療や高度医療に特化した成人医療をあわせ持つ病院が必要だと考えております。そのためには、260床でも不十分であり、233床では困難だと思っています。将来の機能や病

床数については、県との協議においても、また5月の病院事業運営審議会においても、全く触れられていないことは残念です。

そこでお尋ねいたしますが、県との交渉や病院事業運営審議会においては、この決議を踏まえ、将来の新病院についての議論をすべきだと思いますが、どのようなお考えなのかお尋ねして、2問目を終わります。

○**教育長** 新型インフルエンザについてのお尋ねでございますが、議員御指摘のように、臨時休業中の学校の教職員につきましては、勤務時間外であっても、新型インフルエンザの感染の拡大を防止するため、その行動は十分に慎重であるべきで、その意味におきましては、帰宅途中に複数の教職員で飲食店に立ち寄ったことは好ましくないと云々ざるを得ないと考えております。臨時休業中の各学校におきましては、校長が教職員に不要な外出を控える等の指導を行ってまいりましたが、今回の件を受けて、再度厳重に指導をしております。教育委員会といたしましても、改めて臨時休業中の学校の教職員に対する指導の徹底を図っているところでございます。以上でございます。

○**保健福祉局長** まず、新型インフルエンザ関係でございますが、まずこども病院・感染症センターの受け入れ体制は万全であったか、課題があればということでございますけど、こども病院・感染症センターは、第1種、第2種の感染症指定医療機関として24床の感染病床を有しており、今回の患者受け入れにつきましては、1類感染症患者入退院マニュアルに基づき、適切に行っております。今回の入院患者につきましては、小中学生が多かったことから、小児感染症専門医2名で対応してまいりましたが、成人の入院患者がふえた場合は、成人を診察できる内科医師は1名しかいないため、対応が困難になると考えられます。

次に、昨年策定された新型インフルエンザ行動計画での九大病院とこども病院・感染症センターの位置づけはどうなっているかというお尋ねでございます。

福岡市新型インフルエンザ対策行動計画では、発生早期においては感染症指定医療機関であるこども病院・感染症センターで患者の入院治療を行い、感染の拡大によりこども病院・感染症センターが満床となれば、公的医療機関を中心とする入院協力医療機関で入院治療を行うこととなっております。この計画の実施に当たりましては、こども病院・感染症センターが満床となった場合、まずは市民病院での受け入れを考えており、九大病院は、市民病院の病床を新型インフルエンザ対応とする際に、市民病院からの転院患者の受け入れと人材の派遣面での協力をお願いすることと



いたしております。

次に、感染症が発生した場合、こども病院・感染症センターへの入院の許可はどのようになっているかということでございますけど、患者の入院勧告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染の確認を行った都道府県知事または保健所設置市の市長が行うこととなっております。福岡県内における第1例目の患者の入院につきましては、感染の確認を行った県知事が入院勧告を行い、県の依頼に基づき、感染症指定医療機関でありますこども病院・感染症センターで受け入れを行ったものでございます。

次に、蔓延期に診察拒否が起きないための対策ということでございますけど、診察拒否を防ぐためには、医療従事者の感染や院内感染に対する不安を解消することが重要であり、各医療機関に対して、個人防護具の準備や院内感染防止対策を進めていただくよう要請するとともに、新型インフルエンザの特性等に関する情報提供を適正に行ってまいりたいと考えております。

次に、PFI関係でございますけど、病院PFIの先行事例に関するお尋ねについてでございますが、病院PFIの先行事例におきましては、まず当初の事業計画の見込み違いや医師、看護師の不足など、PFI以外の問題の影響も大きかったと聞いております。また、PFIに関しては、実際に開院して運用した結果、病院側の求めるサービス水準に関する規定や病院とPFI事業者との役割分担に関する規定が不十分であった点や、PFI対象業務の一部について、あらかじめ契約で規定するよりも病院が直接担ったほうが望ましいなどの課題が明らかになったと聞いております。本市におきましては、このような先行事例における課題を踏まえ、要求水準書や役割分担の明確化、PFI対象業務の絞り込みなど、PFIの効果が十分に発揮できる本市に適した仕組みとなるよう、3月に公表した実施方針を策定する中で検討してまいっておりましたが、今回さらなる検討を行うこととしたものでございます。

次に、将来の新病院の議論についての御指摘についてでございます。

昨年度の決議を重く受けとめ、昨年12月に策定いたしました新病院基本構想の中に、市議会において決議された旨の記述を掲載しているところでございます。基本構想では、将来の医療機能の拡張に関して、医療環境の変化に応じて、必要が生じた場合には病院事業運営審議会にお諮りし、専門的見地からの審議も踏まえ、御意見をいただいた上で取り組むことといたしております。以上でございます。

○今林秀明 新型インフルエンザについてですが、こども病院に隣接して感染症センターがあることについて、私は、感染症指定についてはだれかが責任を持って対処すべきであり、荒津病院や西新病院で対応した過去の経緯から、単に指定を返上するといった議論ではなく、本市としても感染症対策の放棄とならないように、責任を持って県と協議して対応すべきであると考えています。つまり前々から指摘しているとおおり、こども病院・感染症センターの特有の課題を見ると、感染症対応には無理があり、我が会派の言うとおおり、成人機能を持つ病院となれば対応は可能です。

そこでお尋ねしますが、新型インフルエンザでの対応のように、自治体としての責務を感じる中、感染症指定について本市の責務をどう考えているのかお尋ねいたします。

最後に、病院での医療体制の確保についてお尋ねします。

今回は、病院での診察拒否は大きな問題となりませんでした。私はさきの議会でも、今後、予想される新型インフルエンザなどの災害には、従事者に対する補償が必要であると申し上げてきました。今回の発熱外来における医師、看護師、救急・消防などの医療従事者の感染への不安を排除すべきであり、不幸にも感染した場合は補償を行うべきです。さらに、蔓延期には民間の従事者についても同様に、感染した場合の補償はもちろんのこと、濃厚接触者となり休業しなければならなくなった場合の補償制度を創設することが、不安の解消だけでなく、診察拒否の防止にもつながると思います。

そこでお尋ねしますが、医療従事者や医療機関がこうむる被害に対する補償制度の創設について、国、県等に働きかけるべきだと思いますが、考えを示してください。

最後に、市民に安心と安全を提供できるように万全の対策で臨まれるよう要望して、新型インフルエンザに関する質問を終わります。

次に、新病院におけるPFIについて質問いたします。

現病院は、平成22年4月には地方独立行政法人に移行予定と聞いております。地方独立行政法人とは、市から独立した法人で、市が指示する中期目標に基づいて、民間活力を用いて、効果的、効率的に経営を行うと聞いております。今現在、こども病院や市民病院は、日々の努力にもかかわらず、依然として平成19年度の決算では、こども病院に約4億9,000万円、市民病院には約8億8,000万円、合計13億6,000万円を一般会計から補てんしています。独法化の効果で、本当に赤字は解消するのでしょうか。ことし3月に策定された福岡市立病院経営改革プランによると、独法化のメリットにより自律、自主的な病院経営が可能になることから、医療レベルの向上とコスト縮減により約1億1,000万円の

黒字が出ると試算されています。本当に達成可能なのでしょうか。大変心配です。

次に、独法化とPFIで、いま一つよくわからないところがあります。市からの関与も少ない民間的な手法をとり得る独立行政法人が、新病院において、さらに民間活用であるPFIにより医療周辺サービスを民間にゆだねるということです。民間が民間に再委託をしていくと、だんだんと責任の所在が不透明になっていきそうです。

そこでお尋ねしますが、独法化後のPFIに対し、市としてどのようにかかわるのか、所見をお伺いします。

次に、PFI、PFIと言われますが、どんな仕組みなのか、市民に十分な理解が得られているとは思えません。それは、PFIを活用する分野や形態が多様なため、わかりにくくなっているからです。また、PFIは最も費用の削減ができる手法との説明ですが、民間企業と長期の契約をした場合、不景気でデフレに陥った場合は本体経営の不安から撤退するおそれや、インフレになった場合はインセンティブがなければ不採算となります。将来にわたり、今と変わらないサービスを提供し続けられるかどうかという点で不安な部分があります。新病院の整備は急ぐべきであります。完成に影響の出ない範囲での上程時期の変更は、市民の理解を深めることや事業の確実性を高めるためにはよい機会となるのではないかと考えています。

そこでお尋ねですが、PFIについて、今後、市民に対して全力を挙げて説明し、理解を得るべきだと思いますが、どのような方法を考えているのかお尋ねします。また、今後、PFIの改善を行うということですが、どういう検討を考えているのかお尋ねして、私の質問を終わります。

○保健福祉局長 まず、新型インフルエンザ関係についてでございますけど、感染症指定医療機関についてのお尋ねで、昨年6月の病院事業運営審議会答申におきましては、新型インフルエンザなどの状況を考慮すると、内科医1名のこども病院では対応が困難であり、高次医療機関である大学病院等で担うことが望ましいため、速やかに県等の関係機関と協議する必要があるとされております。本市といたしましては、審議会答申の趣旨を踏まえ、県に協議の申し入れを行っており、現在、県と関係医療機関との間で協議が行われていると聞いております。

次に、医療従事者や医療機関がこうむる損失に対する補償制度の創設ということでございますけど、今回の新型インフルエンザの発生に伴いましては、市内の医療従事者や医療機関が具体的な被害を受けられたとの事実は現在確認されておきませんが、新型インフルエンザは、その病原性や

感染力によって社会、経済に大きな影響を与えることが想定されます。このため、医療従事者や医療機関が万が一被害を受けられた場合は、国家的な危機管理事案として対応が必要であると考えており、今後、市長会等を通じて国、県に働きかけてまいります。

次に、新病院事業におけるPFIについてでございます。

地方独立行政法人化後のPFI事業に対する市のかかわりについてのお尋ねでございますが、市としては、先行の地方独立行政法人におけるPFI事業に対する取り組みを参考に、議会の議決を経て、市が策定する中期目標において、地方独立行政法人に対し、新病院整備についての的確な指示を行うこととしております。さらに、地方独立行政法人が策定する中期計画については、議会の議決を経て認可することとされており、PFI事業に関する事業費や市からの長期借入れ等の計画を厳しく精査することといたしております。これらにより、PFI事業を初めとする地方独立行政法人の取り組みに対して適切に関与してまいります。以上でございます。

○市長 PFIの説明についてのことでございますが、議員御指摘のように、PFI事業、仕組みが複雑でありまして、だからこそ、説明をして理解を得るべきであるという御指摘、ごもっともだと思います。その方法につきましては、今後とも、PFIの仕組みなどについては、議会を初め、ホームページや市政だよりなど、機会をとらえて市民の皆さんにわかりやすく広報に努めてまいりたいと考えております。

また、今後のPFIに関する検討につきましては、低迷が続く経済情勢による長期契約に対する不安感の拡大や、先行事例でのPFI事業契約の解約などの課題の顕在化という状況を踏まえまして、より確実性の高い病院PFIとするため、将来のリスク軽減という観点から、医療環境の変動などに左右されやすい病院運営に関する業務について、さらに絞り込みを行って、PFIに対する不安が払拭できるような検討を行っていくこととしております。

現こども病院は、難病の子どもたちに高度な医療を提供する専門病院を求める多くの市民の声にこたえて開設をされてきたものでありまして、新しい病院の整備に当たりましても、市民の皆様の御理解と御支援を得られるよう、21世紀にふさわしい子どもたちのための病院づくりに全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。